

北海道警察釧路方面本部告示第 123 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

北海道警察釧路方面本部長      高 橋 俊 章

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 10 時 0 分から

2 意見の聴取の場所

帯広市西19条北2丁目1

北海道警察釧路方面本部交通課   帯広運転免許試験場   意見の聴取会場